

徳島県告示第三百九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年八月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	廃止
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日	年月日	止
合同会社プチトマト	徳島市安宅二丁目七番二二 号	プチトマト介護サ ービス	徳島市安宅二丁目七番二二 号	訪問介護	令和七年五月 二十六日	令和七年六月 三十日	
合同会社一華	同 東吉野町二丁目二九 ―四 コーポクリエイト ―〇一 号	ヘルパーステーショ ン一華	同 東吉野町二丁目二九 ―四 コーポクリエイト ―〇一 号	同	同 三十日	同	
株式会社クレア	板野郡藍住町住吉字藤ノ木 八三番地二	クレア・デイサービ スセンター	板野郡藍住町住吉字藤ノ木 八三番地二	通所介護	同 二十二日	同	
東邦セールス株式会 社	徳島市応神町吉成字只津三 七番地一九	介護ショップトーホ ー	同 北島町高房字勝瑞境 三番地一	福祉用具貸与	同 二十三日	同	
同	同	同	同	特定福祉用具 販売	同	同	